

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、法施行令及び法施行規則、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき市長の指定する<u>大阪広域環境施設組合</u>（以下「組合」という。）の<u>処理施設</u>（以下「処理施設」という。）へ廃棄物を搬入する一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に対する処分及び指導（以下「処分等」という。）の基準及び手続きを定め、本市の処分等の公平性、透明性を客観的に高めることを<u>目的とする。</u></p> <p>(許可条件の具体的内容)</p> <p>第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び<u>組合</u>が定める受入基準に従って搬入しなければならない。</p> <p>2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市の<u>承認車両</u>（規則第22条第1項の規定により車両承認証の交付を受けた車両をいう。以下同じ。）及び臨時使用車両（大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱（平成24年7月20日）第11条第1項の規定に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、法施行令及び法施行規則、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき市長の指定する<u>処理施設</u>（以下「処理施設」という。）へ廃棄物を搬入する一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に対する処分及び指導（以下「処分等」という。）の基準及び手続きを定め、本市の処分等の公平性、透明性を客観的に高めることを<u>目的とするものである。</u></p> <p>(許可条件の具体的内容)</p> <p>第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び<u>大阪広域環境施設組合</u>（以下「一部事務組合」という。）が定める受入基準に従って搬入しなければならない。</p> <p>2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市の<u>承認車両</u>で、市域外の廃棄物を収集しないこと。</p>

より承認を受けた車両をいう。以下同じ。) (以下これらを「承認車両等」という。) で、市域外の廃棄物を収集しないこと。

- (2) (略)
- (3) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、別途指示書により指定された処理施設 (搬入先)、搬入回数及び搬入時間等の条件を遵守すること。
- (4) 処理施設への搬入経路が指定されているときはこれを遵守すること。
- (5) ~ (7) (略)
- (8) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、ごみ等処理施設搬入許可証又は臨時使用車両承認証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
- (9) 本市承認車両をもって市域外で一般廃棄物の収集運搬を行う際の車両として使用しないこと。
- (10) ~ (11) (略)
- (12) 臨時使用車両により処理施設に搬入するときは、承認車両に準じて許可業者名及び許可番号の表示をすること。
- (13) 自動車登録番号標 (ナンバープレート) は、見やすいように表示すること。
- (14) (略)
- (15) 塵芥車は、後部投入口をスライドゲート等により閉扉が可能な状態に整備し、走行中は閉扉すること。
- (16) 無蓋車は、廃棄物の積載時には完全にシートをかけること。
- (17) ~ (18) (略)
- (19) 資源ごみ及び容器包装プラスチックの専用コンテナ等には、投入を認めた廃棄物以外の物を投入しないこと。

- (2) (略)
- (3) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、別途指示書により指定された処理施設 (搬入先)、搬入回数及び搬入時間等の条件を守ること。
- (4) 処理施設への搬入経路が指定されているときはこれを守ること。
- (5) ~ (7) (略)
- (8) 搬入時には必ず搬入許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
- (9) 本市承認車両をもって他都市との重複登録をしないこと。
- (10) ~ (11) (略)
- (12) 承認車両以外の車両により処理施設に搬入するときは、許可業者名及び許可番号の表示をすること。
- (13) 自動車登録番号票 (ナンバープレート) は、見やすいように表示すること。
- (14) (略)
- (15) 塵芥車は、後部投入口をスライドゲート等により閉口が可能な状態に整備し、走行中は閉口すること。
- (16) 無蓋車は、完全にシートをかけること。
- (17) ~ (18) (略)
- (19) 資源ごみ及び容器包装プラスチックごみの専用コンテナ等には、投入を認めた廃棄物以外の廃棄物を投入しないこと。

(20) (略)

(21) 産業廃棄物 (条例第 23 条第 2 項の告示産業廃棄物を除く。以下同じ。) を処理施設へ搬入しないこと。

(22) 承認車両等に産業廃棄物を積載し (一般廃棄物と産業廃棄物を同時に積載する場合も含む。)、処理施設へ入場しないこと。

(23) 上記に定めるもの以外で、処理施設への搬入に際し本市職員又は組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。

3 規則第 16 条第 6 号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 事故やトラブル等が起こった場合又は一般廃棄物収集運搬業許可の事業範囲にかかる業務中に別表 5 処分事由欄に掲げる道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) の規定に違反した場合は、発生日又は違反日から 3 日以内に本市に報告を行い、適切な措置を講じること。

(削除)

(3) 許可業者は、従業員に対し交通関係法令等の遵守に関する教育、及び運行前点検等を実施すること。

(4) 本市が実施する一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会には、個人の場合は許可名義人又は政令使用人、法人の場合は代表者又は役員若しくは政令使用人が、本市が指定する日 (指定する日に出席することができないと本市が認める場合は別に定める日) に出席すること。

(5) 上記に定めるもの以外で、生活環境の保全上本市職員又は組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。

(20) (略)

(新設)

(新設)

(21) 上記に定めるもの以外で、処理施設への搬入に際し本市職員又は一部事務組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。

3 規則第 16 条第 6 号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 事故やトラブル等は、本市に速やかに報告を行い、適切な措置を講じること。

(3) 一般廃棄物処理手数料を定められた期限 (納期限) までに納付すること。

(新設)

(新設)

(4) 上記に定めるもの以外で、生活環境の保全上本市職員又は一部事務組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。

(処分及び指導)

第3条 (略)

2 (略)

3 市長は、許可業者により第1項の違反行為がなされた場合、別表1の違反区分のうち第2類から第5類に該当する違反行為については、別表3で定める、違反区分及び当該違反行為がなされた日の3年前までの間に当該違反区分に属する違反行為を犯した回数に応じた違反点数を当該許可業者に付す。ただし、違反区分のうち第2類に該当する違反行為については、事案の故意性、反復継続性、生活環境保全上の支障、社会的影響、是正取組等により、情状酌量の余地があると認められるときは、違反区分第3類の違反行為とみなすことができるものとする。

4 市長は、一般廃棄物収集運搬業許可の事業範囲にかかる業務中に別表5処分事由欄に掲げる道路交通法の規定に違反した場合、それに対応する同表事業停止日数欄に掲げる日数の事業停止処分を行う。ただし、事案の故意性、偶発性、反復継続性、生活環境保全上の支障、社会的影響、是正取組等により、情状酌量の余地があると認められるときは、違反区分第3類の違反行為とみなすことができるものとする。

(削除)

5 市長は、第1項の別表1の違反区分第2類から第5類の違反行為及び前3項において違反区分第3類の違反とみなされた行為がなされた日の3年前までの間に累積した違反点数に応じて、当該許可業者に対し、別表4で定める処分若しくは指導を行うものとする。なお、当該違反行為がな

(処分及び指導)

第3条 (略)

2 (略)

3 市長は、許可業者により第1項の違反行為がなされた場合、別表1の違反区分のうち第2類から第5類に該当する違反行為については、別表3で定める、違反区分及び当該違反行為がなされた日の3年前までの間に当該違反区分に属する違反行為を犯した回数に応じた違反点数を当該許可業者に付す。なお、当該違反行為がなされた日から3年間が経過すれば、当該違反行為により付された違反点数は消失するものとする。

ただし、違反点数にかかわらず第2類違反は2回目で、第3類違反は3回目で、第4類違反にあつては5回目で許可取消しとする。

(新設)

4 前項の期間の計算にあたっては、当該違反行為がなされた日を算入するものとする。

5 市長は、第1項の別表1の違反区分第2類から第5類の違反行為がなされた日の3年前までの間に累積した違反点数に応じて、当該許可業者に対し、別表4で定める処分若しくは指導を行うものとする。

された日から3年間が経過すれば、当該違反行為により付された違反点数及び違反回数は消失するものとする。

6 前項の当該違反行為により付された違反点数及び違反回数の期間の計算にあたっては、当該違反行為がなされた日を算入するものとする。

7 (略)

8 違反行為を行った許可業者に対しては、必要に応じ搬入回数の削減、承認車両の一部取消し、指示書による指導を行う。

9 第2項乃至第5項に規定する手続きにより事業停止処分を行う場合は事業停止期間及び事業停止日を、許可取消処分を行う場合は許可取消日を別途通知するものとする。

(損害賠償及び違反金)

第5条 (略)

2 許可業者が市域外の廃棄物を搬入し、又は産業廃棄物を搬入(特に悪質性の高いもの(故意に又は本市から指導等を受けたにも関わらず複数回、搬入違反行為を繰り返すことをいう。以下同じ。))した場合においては、搬入1回につき10万円を違反金として徴収する。

3 前項の規定による違反金の徴収をしようとするときは、あらかじめ、当該許可業者にその旨を通知する。

4 前項の通知を受けた許可業者は、特に悪質性の高くないことの証拠等を提出することができる。

5 前項の規定は、市長が別途損害賠償の請求をすることを妨げない。

(新設)

6 (略)

7 違反行為を行った許可業者に対しては、必要に応じ搬入回数の削減、承認車両の一部取消し、指示書等による指導を行う。

(新設)

(損害賠償)

第5条 (略)

2 市域外の廃棄物の搬入違反については、搬入した市域外の廃棄物量に対して本市が一部事務組合に支払う分担金相当額を徴することとし、処理手数料との差額を損害賠償金として徴収する。

(新設)

(新設)

(新設)

(傍線・二重傍線の部分は改正部分)

別表 1

違反 区分	
第 1 類	1) ~26) (略)
第 2 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) <u>規則第 16 条 第 5 号違反</u> (市域外の廃棄物の搬入) 第 2 条 第 3 項 第 1 号違反 (不法不当な営業) <u>第 2 条 第 2 項 第 21 号違反</u> (産業廃棄物の搬入 (特に 悪質性の高いもの))
第 3 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) (削除) (削除) <u>第 2 条 第 2 項 第 1 号違反</u> (承認車両等による市域 外収集) 第 2 条 第 2 項 第 2 号違反 (搬入物検査拒否)
第 4 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) 第 2 条 第 1 項違反 (搬入基準違反) 第 2 条 第 2 項 第 5 号違反 (二度計量違反) 第 2 条 第 2 項 第 6 号違反 (IC カードの譲渡・貸与、 譲受け・借用) 第 2 条 第 2 項 第 7 号違反 (IC カードの不正使用) 第 2 条 第 2 項 第 10 号違反 (過積載) 第 2 条 第 2 項 第 17 号違反 (ステップ乗車等)

別表 1

違反 区分	
第 1 類	1) ~26) (略)
第 2 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) (新設) (新設) 第 2 条 第 3 項 第 1 号違反 (不法不当な営業) (新設) (新設)
第 3 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) <u>規則第 16 条 第 5 号違反・第 2 条 第 2 項 第 1 号</u> (市域外の廃棄物の搬入) <u>違反</u> (新設) 第 2 条 第 2 項 第 2 号違反 (搬入物検査拒否)
第 4 類	(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反) 第 2 条 第 1 項違反 (搬入基準違反) 第 2 条 第 2 項 第 5 号違反 (二度計量違反) 第 2 条 第 2 項 第 6 号違反 (IC カードの譲渡・貸与、 譲受け・借用) 第 2 条 第 2 項 第 7 号違反 (IC カードの不正使用) 第 2 条 第 2 項 第 10 号違反 (過積載) 第 2 条 第 2 項 第 17 号違反 (ステップ乗車等)

(傍線・二重傍線の部分は改正部分)

	第2条第2項第20号違反 (コンテナ対策指示違反)		第2条第2項第20号違反 (コンテナ対策指示違反)
	<u>第2条第2項第21号違反</u> (産業廃棄物の搬入(第2類に該当するもの以外))		(新設) (新設)
	<u>第2条第2項第22号違反</u> (産業廃棄物積載入場)		(新設) (新設)
第5類	(法第7条第11項に基づく許可条件違反)	第5類	(法第7条第11項に基づく許可条件違反)
	第2条第2項第3号違反 (処理施設の搬入条件違反)		第2条第2項第3号違反 (処理施設の搬入条件違反)
	第2条第2項第4号違反 (搬入経路指定違反)		第2条第2項第4号違反 (搬入経路指定違反)
	第2条第2項第8号違反 (搬入許可証非掲示)		第2条第2項第8号違反 (搬入許可証非掲示)
	第2条第2項第9号違反 (承認車両重複登録)		第2条第2項第9号違反 (承認車両重複登録)
	第2条第2項第11号違反 (収集車両等への所定表示未実施)		第2条第2項第11号違反 (収集車両等への所定表示未実施)
	第2条第2項第12号違反 (臨時使用車両への所定表示未実施)		第2条第2項第12号違反 (臨時使用車両への所定表示未実施)
	第2条第2項第13号違反 (自動車登録番号標の隠ぺい)		第2条第2項第13号違反 (自動車登録番号標の隠ぺい)
	第2条第2項第14号違反 (ドライブレコーダー等の未設置及び情報の不提出)		第2条第2項第14号違反 (ドライブレコーダー等の未設置及び情報の不提出)
	第2条第2項第15号違反 (塵芥車のスライドゲート未閉扉)		第2条第2項第15号違反 (スライドゲート未閉扉)
	第2条第2項第16号違反 (無蓋車への完全シート掛け未実施)		第2条第2項第16号違反 (無蓋車への完全シート掛け未実施)

(傍線・二重傍線の部分は改正部分)

第2条第2項第18号違反	(処理施設内徐行運転違反)
第2条第2項第19号違反	(資源・容プラ・紙ごみ コンテナ不適正搬入)
第2条第2項第23号違反	(本市職員及び組合職員 指示厳守違反)
(削除)	
その他の許可条件違反	

第2条第2項第18号違反	(処理施設内徐行運転違反)
第2条第2項第19号違反	(資源・容プラ・紙ごみ コンテナ不適正搬入)
第2条第2項第21号違反	(本市職員及び一部事務 組合職員指示厳守違反)
<u>第2条第3項第3号に該当し、督促状の発送に至 った場合</u>	
その他の許可条件違反	

別表 2

<p>ア</p>	<p>法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号 (許可の取消し) (「情状が特に重いとき」に相当)</p> <p>1) 無許可営業 (法第 25 条第 1 項第 1 号)</p> <p>2) 不正手段による営業許可取得 (同条同項第 2 号)</p> <p>7) 無許可事業範囲変更 (同条同項第 3 号)</p> <p>8) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同条同項第 4 号)</p> <p>10) 事業停止命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>25) 措置命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>15) 名義貸し禁止違反 (同条同項第 7 号)</p> <p>16) 無確認輸出[未遂含む] (同条同項第 12 号)</p> <p>20) 不法投棄[未遂含む] (同条同項第 14 号)</p> <p>21) 不法焼却[未遂含む] (同条同項第 15 号)</p> <p>5) 再委託禁止違反 (法第 26 条第 1 号)</p> <p>11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反 (同条第 2 号)</p> <p>18) 無許可輸入 (同条第 4 号)</p> <p>19) 輸入許可条件違反 (同条第 5 号)</p> <p>22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第 6 号)</p> <p>17) 無確認輸出予備 (同第 27 条)</p> <p>12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助</p> <p>13) 許可基準不適合</p> <p>14) 許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合</p> <p>26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反(上記を除く)</p>	<p>許可取消し</p>
<p>イ</p>	<p>法第 7 条の 3 第 1 号に該当し、「情状が特に重いとき」に相当しない場合 (事業の停止)</p> <p>1) 無許可営業 (法第 25 条第 1 項第 1 号)</p> <p>2) 不正手段による営業許可取得 (同条同項第 2 号)</p> <p>7) 無許可事業範囲変更 (同条同項第 3 号)</p> <p>8) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同条同項第 4 号)</p> <p>10) 事業停止命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>25) 措置命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>15) 名義貸し禁止違反 (同条同項第 7 号)</p> <p>16) 無確認輸出[未遂含む] (同条同項第 12 号)</p> <p>20) 不法投棄[未遂含む] (同条同項第 14 号)</p> <p>21) 不法焼却[未遂含む] (同条同項第 15 号)</p> <p>5) 再委託禁止違反 (法第 26 条第 1 号)</p> <p>11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反 (同条第 2 号)</p> <p>18) 無許可輸入 (同条第 4 号)</p>	<p>事業停止60日以内</p>

別表 2

<p>ア</p>	<p>廃棄物処理法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号 (許可の取消し) (「情状が特に重いとき」に相当)</p> <p>1) 無許可営業 (法第 25 条第 1 項第 1 号)</p> <p>2) 不正手段による営業許可取得 (同条同項第 2 号)</p> <p>7) 無許可事業範囲変更 (同条同項第 3 号)</p> <p>8) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同条同項第 4 号)</p> <p>10) 事業停止命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>25) 措置命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>15) 名義貸し禁止違反 (同条同項第 7 号)</p> <p>16) 無確認輸出[未遂含む] (同条同項第 12 号)</p> <p>20) 不法投棄[未遂含む] (同条同項第 14 号)</p> <p>21) 不法焼却[未遂含む] (同条同項第 15 号)</p> <p>5) 再委託禁止違反 (法第 26 条第 1 号)</p> <p>11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反 (同条第 2 号)</p> <p>18) 無許可輸入 (同条第 4 号)</p> <p>19) 輸入許可条件違反 (同条第 5 号)</p> <p>22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第 6 号)</p> <p>17) 無確認輸出予備 (同第 27 条)</p> <p>12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助</p> <p>13) 許可基準不適合</p> <p>14) 許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合</p> <p>26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反(上記を除く)</p>	<p>許可取消し</p>
<p>イ</p>	<p>法第 7 条の 3 第 1 号に該当し、「情状が特に重いとき」に相当しない場合 (事業の停止)</p> <p>1) 無許可営業 (法第 25 条第 1 項第 1 号)</p> <p>2) 不正手段による営業許可取得 (同条同項第 2 号)</p> <p>7) 無許可事業範囲変更 (同条同項第 3 号)</p> <p>8) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同条同項第 4 号)</p> <p>10) 事業停止命令違反 (同条同項第 5 号)</p> <p>25) 措置命令違反 (同条同項第 5 号) (新設)</p> <p>16) 無確認輸出[未遂含む] (同条同項第 12 号)</p> <p>20) 不法投棄[未遂含む] (同条同項第 14 号)</p> <p>21) 不法焼却[未遂含む] (同条同項第 15 号)</p> <p>5) 再委託禁止違反 (法第 26 条第 1 号)</p> <p>11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反 (同条第 2 号)</p> <p>18) 無許可輸入 (同条第 4 号)</p>	<p>事業停止60日以内</p>

(傍線・二重傍線の部分は改正部分)

19) 輸入許可条件違反 (同条第 5 号) 22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第 6 号) 17) 無確認輸出予備 (同第 27 条) 12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助 26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反(上記を除く)	
6) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・ 保存義務違反 (法第 30 条第 1 号) 9) 業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出 (同条第 2 号) 23) 報告拒否、虚偽報告 (同条第 7 号) 24) 立入検査拒否・妨害・忌避 (同条第 8 号)	事業停止30日以内
3) 上限料金規定違反 4) 一般廃棄物処理基準違反 13) 許可基準不適合	改善に必要な期間の 事業停止
ウ (略)	(略)

19) 輸入許可条件違反 (同条第 5 号) 22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第 6 号) 17) 無確認輸出予備 (同第 27 条) 12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助 26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反(上記を除く)	
6) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・ 保存義務違反 (第 30 条第 1 号) 9) 業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出 (同条第 2 号) 23) 報告拒否、虚偽報告 (同条第 6 号) 24) 立入検査拒否・妨害・忌避 (同条第 7 号)	事業停止30日以内
3) 上限料金規定違反 4) 一般廃棄物処理基準違反 13) 許可基準不適合	改善に必要な機関の 事業停止
ウ (略)	(略)

(傍線・二重傍線の部分は改正部分)

別表 3

違反区分 違反回数	第2類	第3類	第4類	第5類
1回目	30	10	5	1
2回目	<u>45</u>	30	10	2
3回目	—	<u>45</u>	15	3
4回目	—	—	20	4
5回目	—	—	<u>30</u>	5
6回目	—	—	—	第5類の 違反回数 と同数

別表 3

違反区分 違反回数	第2類	第3類	第4類	第5類
1回目	30	10	5	1
2回目	<u>許可取消し</u>	30	10	2
3回目	—	<u>許可取消し</u>	15	3
4回目	—	—	20	4
5回目	—	—	<u>許可取消し</u>	5
6回目	—	—	—	第5類の 違反回数 と同数

別表 5

(新設)

処分事由		事業停止日数
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人を死亡させた場合 (道路交通法第 72 条第 1 項違反)		10日以内
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人に傷害を負わせた場合 (道路交通法第 72 条第 1 項違反)		5日以内
酒酔い運転をした場合 (道路交通法第 65 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	10日以内
	人身事故を伴わない	5日以内
酒気帯び運転をした場合 (身体に血液 1 ミリリットルにつき 0.5 ミリグラム以上又は呼気 1 リットルに つき 0.25 ミリグラム以上のアルコー ルを保有する状態で運転する行為) (道路交通法第 65 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	5日以内
	人身事故を伴わない	3日以内
麻薬等運転をした場合 (道路交通法第 66 条違反)		5日以内
無免許運転をした場合 (道路交通法第 64 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	5日以内
	人身事故を伴わない	3日以内
上記以外の人命に関わる重大な違反(共同危険行為等禁止違反(道路交通法第 68 条違反)、過労運 転等(道路交通法第 66 条違反)、妨害運転(道路交通法第 117 条の 2 第 6 号、又は、第 117 条の 2 の 2 第 11 号の罪に当たる行為)など)をした場合は、本市が事案の重大性を判断し、5日以内の事業 停止を命ずることができる		
第2条第3項第2号で規定する報告を怠り、後に発覚した場合は上記事業停止日数に10日を加算す る		